

育児休業の申出が円滑に行われるための雇用環境の整備（第22条第1項）

【1：概要】

・育児休業と産後パパ育休の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の①～④いずれかの措置を講じなければならない。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休の制度及び取得促進に関する方針の周知

【2：雇用環境の整備を①研修により実施する場合】

・対象：全ての労働者に対して研修を実施することが望ましい（少なくとも管理職の者については研修の実施が必要）。

・実施時期：定期的に実施する、調査を行う等職場の実態を踏まえて実施する、管理職層を中心に職階別に分けて実施する等の方法がある。

・併せて周知した方が良いと思われる事項：自社の申出窓口、申出様式、申出手順・方法など、育児休業の申出に必要な事項。就業規則（育児休業に関する規定）や社内向けの申出マニュアルなどを周知する方法が考えられる。

【3：雇用環境の整備について、従業員研修動画により研修を実施する場合のメール文案】

研修対象者各位

全ての労働者を対象に育児休業についての研修を実施します。

東京労働局のホームページに掲載されている従業員研修動画の視聴と、育児休業・産後パパ育休の資料を確認してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai_kensyu_2024.html

また、実際に育児休業の申請いただく場合は、（例：社内イントラネットの申請手続き）をご確認ください。

育児休業に関する問い合わせは、（例：管理部人事係 内線〇〇〇〇）までお問い合わせください。

【4：雇用環境の整備について、④方針の周知により実施する場合】

⇒研修動画特設ページ内「育児休業の申出が円滑に行われるための雇用環境の整備」の<参考様式>をご利用ください。